

助成事業に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）における助成事業についての必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 助成事業とは、当協会が事業年度ごとに事業計画に基づき実施する事業を指すものとする。

(種類及び事業内容)

第 3 条 助成事業の対象となる種類及び内容（交付額、予算額、処分の禁止）は、別表 1 のとおりとする。

(対象者)

第 4 条 前条の対象者は、当協会の定款第 5 条「ア」「イ」「ウ」に該当する普通会员（以下「会員」という。）とする。ただし、当協会会費未納並びに社会保険等の未加入会員は、対象外とする。

(助成請求期間)

第 5 条 会計年度の 4 月 1 日から 2 月末日までに購入及び設置、装着等を完了し、支払いが終了するものでなければならない。請求は、別途定める場合を除き、原則として 2 月末日までに提出するものとする。

また、期間内であっても、予算に達した場合は、原則として助成しないものとする。

(交付請求)

第 6 条 会員は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の様式 1 により助成金を会長に請求するものとする。

(交付決定)

第 7 条 当協会は、前条により助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の提出があったときは、速やかに審査し、適正と認められたときは、交付決定通知書（様式 2）により会員に通知するものとする。交付決定を行った場合は、次に開催される理事会において報告するものとする。

(交付決定通知書)

第 8 条 当協会は、交付決定通知後、速やかに対象会員に助成金を交付するものとする。

(助成金の返戻)

第 9 条 交付対象となった会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当協会は会員に対し期限を定め、その返還を求めることができる。

(1) 第 3 条にある別表 1 に示した禁止期間に助成対象となったものの処分を行ったとき

(2) 有責事故または火災等により助成対象となったものが使用できなくなったとき

(3) 助成金交付請求書（助成事業実施報告書）に不正が判明したとき

(4) 第 3 条にある別表 1 に示した禁止期間に当協会を退会したとき

(助成事業実施後の報告)

第10条 当協会は、本制度を利用した会員に対して、成果報告を求めることができるものとする。

(細 則)

第11条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議にて行う。

- 附 則
1. この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
 2. この改正規程は、平成27年3月24日から適用する。
 3. この改正規程は、令和元年5月24日から適用する。

別表1

助成事業名称	1 安全装置等導入促進助成金
対象機器等	<p>助成対象装置は、当該年度に事業用貨物自動車に新たに装着・導入した(中古品・レンタル品を除く。)次に掲げる装置とする。</p>
	<p>(1)-1 後方視野確認支援装置とは、全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧(以下「装置一覧」という。)で示すものとする。</p>
	<p>(1)-2 後方視野確認支援装置とは、(1)-1の装置以外のものとする。</p>
	<p>(2)-1 側方視野確認支援装置とは、全ト協が示す装置一覧のものとする。</p>
	<p>(2)-2 側方視野確認支援装置とは、(2)-1の装置以外のものとする。</p> <p>ただし、2-(1)、2-(2)については、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。</p>
	<p>(3) 側方衝突監視警報装置とは、全ト協が示す装置一覧のものとする。</p> <p>車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。ただし、トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものを助成対象とする。</p>
	<p>(4) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置とは、全ト協が示す装置一覧のものとする。</p>
	<p>(5) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、全ト協が示す装置一覧のものとする。</p> <p>ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限り、助成対象とする。</p>
	<p>(6)大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)とは、「600N・m」以上の締め付け能力を有するものとし、型式の特定は行わない。</p> <p>ただし、車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理(配置)する会員事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。</p>
	<p>・(1)-1、(1)-2、(2)-1、(2)-2、(3)、(4)及び(5)の装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。</p>
	<p>・(1)-2、(2)-2の機器については、概ね全ト協が定める装置一覧の基準を満たすものとする。</p>
交付額及び条件	<p>上記(1)-1、(2)-1、(4)及び(5)の装置については、車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、20,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て)</p> <p>なお、(1)-1後方視野確認支援装置及び(2)-1側方視野確認支援装置の一体型の対象装置を新たに装着した場合については、車両1台につき機器の取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、40,000円を上限に助成する。(1,000円未満切り捨て)</p> <p>また、(1)-1及び(2)-1の取り扱いについては、下記のとおりとする。</p>

1 後方視野確認支援装置の取り扱い

- ① 後方視野確認支援装置は、新たに後方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の2分の1(上限2万円)を助成する。
- ② 側方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、後方視野確認のためのカメラを新たに導入した場合には、その取得価格の2分の1(上限2万円)を助成する。この場合、後方視野確認のためのモニターを同時に導入した場合であってもその取得価格総額の2分の1(上限2万円)を助成する。
- ③ 既に導入されていた当該装置に対する本助成事業の適用の有無に関わらず、故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換えた場合、または、モニターかカメラのいずれかを買い換えた場合、買い換えた装置の取得価格の2分の1(上限2万円)を助成する。

2 側方視野確認支援装置の取り扱い

- ① 側方視野確認支援装置は、新たに側方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の2分の1(上限2万円)を助成する。
- ② 後方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、側方視野確認のためのカメラを新たに導入した場合には、その取得価格の2分の1(上限2万円)を助成する。この場合、側方視野確認のためのモニターを同時に導入した場合であってもその取得価格総額の2分の1(上限2万円)を助成する。
- ③ 既に導入されていた当該装置に対する本助成事業の適用の有無に関わらず、故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換えた場合、または、モニターかカメラのいずれかを買い換えた場合、買い換えた装置の取得価格の2分の1(上限2万円)を助成する。

3 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置を同時に導入した場合の取り扱い

- ① 後方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)及び側方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)を新たに同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の2分の1(上限4万円)を助成する。この場合、当該二つの支援装置を1台のモニターで兼用する支援装置でも当該支援装置の取得価格総額の2分の1(上限4万円)を助成する。
- ② 既に導入されていた当該装置に対する本助成事業の適用の有無に関わらず、故障等により代替として後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置を同時に買い換えた場合、買い換えた装置の取得価格総額の2分の1(上限4万円)を助成する。また、モニター及びカメラのいずれかを買い換えた場合、買い換えた装置の取得価格の2分の1(上限2万円)を助成する。
(1)-1、(2)-1、(4)及び(5)の対象装置の1会員あたりの助成台数については、合わせて10台を上限とする。

	<p>ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、1会員あたり30台を上限とする。</p> <p>上記(1)-2、(2)-2の装置に対しては、1台あたり機器の取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、2,000円を上限とする。(千円未満切り捨て)</p> <p>ただし、G事業者においては、3,000円を上限とする。</p> <p>1会員あたりの助成台数については、(1)-2、(2)-2の対象装置合わせて10台を上限とする。</p> <hr/> <p>上記(3)の装置に対しては、1台あたり取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、100,000円を上限とする。(千円未満切り捨て)</p> <p>1会員あたりの助成台数については、2台を上限とする。ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、1会員あたり5台を上限とする。</p> <hr/> <p>(1)-1、(1)-2、(2)-1、(2)-2、(3)、(4)及び(5)については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に装着したものに限る。 ・国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。 <p>(参考書式1:誓約書を添付すること)</p> <hr/> <p>上記(6)のトルク・レンチについては、1事業所あたり1台とし、取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、30,000円を上限とする。(小数点以下切り捨て)</p> <p>事業所とは、運輸局長又は運輸支局長より認可を受け、車両総重量8トン以上の事業用自動車を配置している鹿児島県内の営業所をいう。</p>
<p>予算額</p>	<p>予算総額は、別途定める額とする。</p>
<p>処分の禁止等</p>	<p>会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 後方視野確認支援装置 1年</p> <p>(2) 側方視野確認支援装置 1年</p> <p>(3) 側方衝突監視警報装置 1年</p> <p>(4) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置 1年</p> <p>(5) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年</p> <p>(6) 大型車用トルク・レンチ 1年</p>
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格には、機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。 ・なお、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。 ・対象機器については、適宜追加・変更されるため、事前にお問合せください。 ・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>



令和 年 月 日

助成金交付請求書

(助成事業実施報告書)

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

〈申請者〉

住 所

名 称

氏 名

印

電話番号

担当者 ()

F A X 番号

メールアドレス

助成事業に関する規程に基づき、助成金を下記のとおり申請します。

記

助成金請求額	円
---------------	----------

- ※記載例：「安全装置等導入促進助成金」等助成事業名を記入ください。
1. 助成事業名 ()
 2. 整理番号 ・ 別紙内訳書の通り
 3. 報告内訳 ・ 別紙内訳書の通り
 4. 振込先口座 ・ (銀行名) _____ 銀行・信用金庫 (支店名) _____ 支店
 ・ (預 金) 普通 ・ 当座 ・ (口座番号) _____
 ・ (口座名義) _____

5. 添付書類 以下に掲げるものを添付ください。(申請内容によっては、不要なものもあります。)

- ① 助成金申請内訳書
- ② 社会保険等加入に係る誓約書
- ③ 国の補助金交付申請に係る誓約書 (必要機器のみ)
- ④ 請求書 (写) …装着装置の型式・取得価格、審査・登録料金等の明細がわかるもの
- ⑤ 領収証 (写) ※ (リースの場合、リース契約書(写))
- ⑥ ナスバネット利用契約書 (写)
- ⑦ Gマーク認定証 (写)
- ⑧ 研修修了証 (写)
- ⑨ グリーン経営認証登録証 (写)
- ⑩ その他必要と思われるもの (自動車検査証記録事項 (写)・装着 (取付) 証明書等他)

受付日
受付NO

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

⑩

誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に助成事業に関する規程第 4 条又は第 9 条に該当する事実が判明した場合、助成金を返還いたします。

安全装置等・ドライブレコーダ機器・EMS用機器・アイドリングストップ支援機器の導入にかかる申請の場合、下記の誓約書についてもご提出ください。

参考書式 1

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、誓約いたします。

記

1. 機 器 名

メーカー名：

名 称：

型 式：

2. 導入台数 台

3. 装着車両（明細）*車両番号記載

4. 導入（予定）年月 令和 年 月

令和 年 月 日

申請（装着）会員事業者名

様

機器取付（装着）証明書

下記のとおり機器の装着（取付）したことを証明します。

装着車両の 登録番号	機器名称・型式等			装着日	備考 (機器単価等)
	メーカー名	機器名	型式等		
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	

(機器納入取付業者名)

住 所 名 称 代表者名	印
--------------------	---

安全装置等導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	Gマーク 認定証番号 ^{*1}	車両区分 ^{*2}	区 分 ^{*3}	装着・導入装置		台数 (本数)	助成 請求額	装着(導入) 年月	
					メーカー名	型 式				
1				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月	
2				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月	
3				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月	
4				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月	
5				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月	
6				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月	
7				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月	
8				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月	
9				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月	
10				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月	
合 計										

- * 1: IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の場合のみ、導入事業所のGマークコード番号を記入してください。
- * 2: 側方視野＝側方視野確認支援装置(装着した車両区分を記入してください。)[「中型」の場合は、車両総重量が7.5トン以上が対象となります。]
- * 3: 側方衝突監視＝側方衝突監視警報装置(装着した車両区分を記入してください。)[「中型」の場合は、車両総重量が7.5トン以上、トラクタ・トラローラに装着の場合、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上が対象となります。]
- * 4: 後方視野＝後方視野確認支援装置、側方視野＝側方視野確認支援装置、側方衝突監視＝側方衝突監視警報装置
 インター＝呼気吹込み式アルコールインターロック、IT＝IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
 ・トルク・レンチ＝「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型専用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)
 車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理(配置)する事業所が導入した場合に限り、助成対象となります。

機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島
6	鹿児島
7	鹿児島
8	鹿児島
9	鹿児島
10	鹿児島

機器取付(装着)車両番号

11	鹿児島
12	鹿児島
13	鹿児島
14	鹿児島
15	鹿児島
16	鹿児島
17	鹿児島
18	鹿児島
19	鹿児島
20	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または「自動車検査証」(写)または電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」を添付することで記載に代えることができます。

※機器取付(装着)車両番号欄が不足する場合は、コピーしてご記入ください。

助成事業名	添付書類										
	実績報告 交付請求書 (様式1)	内訳書	誓約書 (様式3)		請求書 (写)	領収証 (写)	リース 契約書(写)	Gマーク 認定証 (写)	装着 証明書	車検証 (写)	別途、提出書類
			上部 (社保加入)	下部 (機器購入)	型式・取得 価格等の記載						
1 安全装置等導入促進助成金	●	●	●	●	●	●	○	○	●	△	・トルクレンチ パンフレット等
2 ドライブレコーダ機器 導入促進助成金	●	●	●	●	●	●	○	○	●	△	
3 アルコール検知器増強 導入促進助成金	●	●	●		●	●	○	○			
4 適性診断機器導入助成金	●	●	●		●	●		○			・ナスバネット 契約書(写)等
5 飛散防止シート等導入助成金	●	●	●		●	●		○		△	・助成対象品を取り 付けた車両の写真
8 睡眠時無呼吸症候群スクリーニ ング検査等助成金(精密検査)	●	●	●		●	●		○			
9-1 健康診断助成金 (定期健康診断)	●	●	●		●	●					・受診者名簿
9-2 脳ドック・心臓ドック 検査	●	●	●		●	●		○			・脳ドック/心臓ドック 検査の受診を証明する もの
17 EMS用機器(デジタコ) 導入促進助成金	●	●	●	●	●	●	○	○	●	△	
18 アイドリングストップ支援 機器導入助成金	●	●	●	●	●	●		○	●	△	
19 エコタイヤ導入促進助成金	●	●	●		●	●				△	
20 グリーン経営認証制度 促進助成金	●	●	●		●	●					・グリーン経営認証 登録証(写)
7 運転免許取得・受験資格 特例教習受講助成金	別途、要綱でご確認ください。										
10 血圧計導入促進助成金	別途、要綱でご確認ください。										
14 自動点呼機器導入促進助成金	別途、要綱でご確認ください。										
15 「働きやすい職場認証制度」 認証取得助成金	別途、要綱でご確認ください。										
23 信用保証料助成金	別途、要綱でご確認ください。										

●：必須 ○：該当する場合 △：必要に応じて添付

なお、上記以外の書類についてもご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

助成事業名		添付書類								
		実績報告 交付請求書 (様式1)	事前 申込書	誓約書 (様式3)	請求書 (写)	領収証 (写)	リース 契約書 (写)	Gマーク 認定証 (写)	車検証 (写)	別途、必要書類
6 安全運転研修助成金 (安全・初任・高齢及び 事故違反者) ※オンライン研修を除く。	事前		ド研 様式 1-1					○		
	【報告】	● 及び ド研 様式 1-2		●		●				・研修了証(写) ・(全ト協研修) ○研修参加報告書 ・(高齢運転者研修) ○適齢診断受診結果表
8 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング 検査等助成金 (SAS)	事前		SAS 様式 1-1	●				○		
	【報告】	SAS 様式 1-3			●	●				・受診者検査明細書 ・実施後、 WEB報告アンケート回答
16 環境対応車導入促進助成金	事前		交付申請書 (複写式)	●				○		・交付申請書については、 お問い合わせください
	【報告】	環導様式1-1 又は 環導様式1-2			●	●	○		●	
21 自家用燃料供給施設整備支援 助成事業	事前	必要書類については、お問合せください。								
	【報告】	必要書類については、お問合せください。								
22 中小企業大学校講座受講促進 助成金	事前		中企 様式 1-1	●						
	【報告】	中企 様式 1-3				●				・研修了証(写) ・研修アンケート(写)

●：必須 ○：該当する場合 △：必要に応じて添付

なお、上記以外の書類についてもご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。